

日・EU ビジネス・ラウンドテーブル  
日・EU 両政府への提言  
【仮訳/Tentative translation】  
2017年7月11日 ブリュッセル

ワーキング・パーティ 3  
デジタルイノベーション・モビリティ

ワーキング・パーティ・リーダー:

Fives グループ  
取締役会議議長  
フレデリック・サンチェス

富士通株式会社  
特命顧問  
肥塚 雅博

## 略称・略語一覧表

略語	意味
AI	Artificial Intelligence
AIOTI	Alliance for IoT Innovation
API	Application Programming Interface
BASA	Bilateral Aviation Safety Agreement
BCR	Binding Corporate Rules
BRT	EU-Japan Business Round Table
CARATS	Collaborative Action for Renovation of Air Transport Systems
DEI	Digitising Europe Industry
DSM	Digital Single Market
EASA	European Aviation Safety Agency
ENISA	European Union Agency for Network and Information Security
EPA	Economic Partnership Agreement
ePR	ePrivacy Regulations
EU	European Union
FTA	Free Trade Agreement
HPC	High Performance Computing
IoT	Internet of Things
ITA	Information Technology Agreement
ITAC	the IoT Acceleration Consortium
FLM	Forced Localization Measures
GDPR	General Data Protection Rules
GPS	Global Positioning System
JCAB	Japan Civil Aviation Bureau
METI	Ministry of Economy, Trade and Industry
MEXT	Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology
MOU	Memorandum of Understanding
M2M	Machine to Machine
NIS	Network Information Security
SCC	Standard Contract Clause
SESAR	Single European Sky ATM Research
SME	Small and Medium-sized Enterprise
R&D	Research and Development
WP	Working Party

## はじめに

### デジタル部門

IoT、ビッグデータ、AI、ロボット等のデジタル技術はビジネス及び社会を変革している。日本とEUはデジタルに関する課題をそれぞれの成長戦略の柱に位置づけ、デジタル化を促進させる為に規則の見直しや適切な実施を行なっている。最近の欧州におけるインダストリー4.0や日本のSociety5.0などの新しいイニシアティブでは、新しい社会における製造のやり方や新しい経済価値を創造する方法を考え直している。このことは雇用市場に対して強い作用を及ぼし、社会政策や市民社会に対して大きな影響を与える。そのため政府からの優れた政治イニシアティブによって支援されなければならない。

BRTは全てのデジタル関係の政策はグローバルリーゼーションと包摂的な成長を考慮に入れるべきと考えている。IoT、AI等の社会・雇用・経済に与える影響について共通の認識を持つと共に、日EUが共同して取り組むことが可能な分野を特定し、具体的なプロジェクトへと繋げていくよう努めるべきである。

また日EUは、グローバルなデジタル経済の発展に関する議論をリードすべきである。これにはデジタル技術による社会変革の可能性を最大に引き出すために、さまざまな国際会合において共通の原則に基づき協調した活動を取ることに由来するグローバルなデジタル貿易ルールづくりが含まれる。日本とEUはマルチステークホルダーアプローチがグローバルなデジタル経済の実現に向けて非常に有効であるという同じ原則を共有している。前回のイタリア・タオルミーナにおけるG7サミットでの「イノベーション、技能及び労働に関するG7人間中心の行動計画」によって示された方向性に基づき、日EUは、特に労働市場からの需要とのギャップを埋め、途上国を巻き込んで十分なスキルを持つ人材育成への具体的な行動と投資に取り組むべきである。

BRTはまた、欧州委員会による欧州の産業デジタル化と日本のConnected Industriesの取り組みを歓迎する。欧州の産業デジタル化については、欧州、国、地方レベルのイニシアティブを合わせ、利用可能な資金を調整し、確固たる官民協力が行なわれることが重要である。欧州委員会と日本政府は主要な協力プロジェクトを作り出すことが奨励されている。

### イノベーションの役割

日EUは高齢化、気候変動等、同様の社会的課題に直面している。これらの難しいグローバルな課題に対処するために、政府はより良いR&Dビジネス環境の形成を通じて、民間部門のイノベーション能力を利用すべきである。IoT等のデジタル技術が他の部門に貢献する重要な役割を鑑み、BRTは両当局に対して、革新的なソリューションや製品を開発・普及させるために、あらゆる必要な政策ツールを用いることを要望する。

Horizon2020 等のファンディング・プログラムや日本の研究・イノベーションに対する国際協力のプログラムは日 EU 間のオープン・コラボレーションに向けた努力を増やすべきである。イノベーションや協調に対して資金提供をするファンディング・プログラムはきわめて重要である。

中小企業と大企業の参加を支援することは、研究開発公共プログラムの成果の採用を成功させ、経済成長と雇用創出に転換させるために不可欠なものである。研究開発の成果を市場に導入することを支援する新しい仕組みの開発が主なポイントである。

産学官の参加による両地域間の R&D 協力とパイロットプロジェクトを促進させることは、両地域さらに世界の他の地域に展開し得る革新的な製品やサービスを作り出すことに貢献する。また日 EU の規制協力は新しいサービスと製品の展開を加速化させる。BRT は、欧州委員会と日本政府に対して Horizon2020 での 2018 年～2020 年の新規ワークプログラムや次のフレームワークプログラムにおいて、日 EU 共同公募に引き続き投資をすることを奨励する。

BRT はまたヘルスケア、ロボット、IoT 等の共通の関心分野でのより良い協力を可能にする為に研究者、博士号取得者、学生の日 EU 交換プログラムを提案する。日 EU の規制協力は、新規サービスと新製品の導入を促すものである。

## 航空

昨年の提言を改めて提示する

欧州の航空産業は、世界市場で主要なサプライヤーとしての立場を担っており、また日本はその多くの先端技術により後をすぐに追っていくかもしれない。双方はしかし市場への積極的な新規参入者からの挑戦にさらされている。この点において、技術的優位性と競争力を維持する為に、共同で技術・プロジェクト開発を行うことは双方にとって必要なことである。

日 EU の産業協力はヘリコプターと航空エンジンの分野で既に存在している。しかし潜在的可能性ははるかに大きい。より多くの政府主導による協力と継続した両当局による支援は、欧州の環境、社会、安全に関する要求を満たしながら、日欧航空産業界の関係の発展を実現させるために必要なものである。

## 宇宙

日欧の宇宙産業は、双方とも宇宙製品の主要なサプライヤーと位置づけられているが、同産業のグローバル市場規模は小さく、成長の見通しは限られている。政府予算が継続して少なく、競争が激化する状況においては、協調および相互に開かれた市場は、日 EU の宇宙事業における目標達成とグローバル市場で双方の潜在的可能性を実現する為に必要である。我々は日 EU 宇宙政策対話の立ち上げと最初の 2 回の対話に対して大変満足している。これらの会合は実りあるもので、宇宙に関する EU の法的枠組みと整合の取れた 2 つの法を成立させることを可能にした。我々はまた衛星打ち上げサービス事業者の認定に関する日本における協議の結果は公平であり、昨年の BRT 提言の内容と一致している為、満足している。

## 日本・EU 両産業界からの提言

### WP-3 / # 01\* / EJ to EJ グローバルなデジタル貿易に関するルール作りに対する協力

保護主義の感情と貿易を取り巻く漠然とした不信感が高まりつつある中で、日本とEUは改善した貿易関係は経済と社会にとって相互の利益をもたらす大きな価値があることを示すことが求められている。

BRTは、いくつかの国々が強制的に現地化を求める政策（FLM）を実施していることに対して懸念を持っている。これらの措置はデジタル貿易に対する真の危機となる可能性がある。十分な越境データフローを実現するビジネス環境を維持することは、多国籍企業とグローバルな事業者により提供されるサービスの利用者にとって必須なものである。BRTは自由なデータの流通と義務的なデータローカリゼーション要求の制限の原則は、デジタル経済の基盤の一つと考えている。

BRTは電子商取引と越境データフローに関する規則を貿易協定に含めることを支持している。この事はデータ保護規則を尊重しながら、新しい形のデジタル保護主義に対処することを可能にする。

BRTは両当局に対して、FLMなどのデジタル保護主義に対して制限をする規定を双方が取り組むEPA交渉やTiSA交渉に盛り込むことで、グローバルなルールづくりを主導すると共に、共同で規制撤廃を働きかけることを要望する。

BRTは両当局に対して、強制現地化政策などのデジタル保護主義を制限する規定を双方が取り組むEPA交渉やTiSA交渉に盛り込むことでグローバルなルールづくりを主導すると共に、共同で規制撤廃を働きかけることを要望する。

BRTはオープンで公平かつ自由な貿易に対するコミットメントを共有した歴史的なパートナーとして、デジタル製品及びサービスを含む、野心的な日EU EPAによって双方の協力を強めたことに対し、日本とEUの努力を歓迎する。われわれは、この合意はデジタルアジェンダを含むオープンで公平な貿易が相互に利益があることを示す価値ある機会であり、他の地域との将来の協力の例を示すものであると信じている。

BRTは日本とEUが情報技術協定の拡大の実施に必要な国内手続きを完了したこと及び参加加盟国を増やす努力を歓迎する。

#### < 直近の進捗評価 >

2015年5月に東京で第23回日EU定期首脳会議が開催され、日本とEUは、あらゆる形態の保護主義に対応する決意を強調した。

2015年10月に欧州委員会は通商戦略「Trade for All」を発表した。この通商戦略において、欧州委員会は、デジタル保護主義に対処し、FTA や TiSA 等を使って、電子商取引や越境データフローに関するルールの規定を追及するとしている。

G7 伊勢志摩サミット的首脳宣言において、G7 首脳は「サイバーに関する G7 の原則と行動」を支持し、行動をとることにコミットしている。

2017年5月27日のG7 イタリア・タオルミーナサミットにおいて保護主義的な対応を防ぐことに対して重要な進展があった。このハイレベル会合において、デジタル貿易のマイナスな影響を防ぐ包括的であるが、重要な宣言が決定された。

#### < 背景 >

デジタル経済により、今日のビジネス環境は並外れたスピードで進化している。情報、物品、サービスは今まで以上にグローバルなものとなっている。貿易環境において、デジタル貿易、例えば越境データ流通や電子商取引は世界で飛躍的に成長している。デジタル貿易はデジタル技術部門だけにより良い影響を与えるだけでなく、バリューチェーン全体、あらゆる産業、消費者や従業員を含む主体に対してプラスの波及効果がある。デジタル貿易は、新技術、プロセス、ビジネスモデルやサービスによって、物品、サービスの質や生産性の水準に対してプラスの効果がある。従ってこのことは、デジタル貿易は新しい成長と繁栄をヨーロッパと日本にもたらす大きな可能性があることを意味している。しかしイノベーションの加速、雇用創出、経済成長というデジタル貿易の真の可能性は実現していない。実際に障壁は存在しており、保護主義的な傾向や政策は強まっている。

いくつかの国々がデジタル保護主義的な政策を導入しようとして取り組んでいる。デジタル技術の恩恵を世界中に広げる為には、産業界が革新的なソリューションを各国固有の特別な要求を満たす不必要な負担をなくして提供できるように、ルールを新しいものとし、かつ調和を取ることが必要不可欠である。

### **WP-3 / # 02\* / EJ to EJ デジタル経済に向けたプライバシー保護とイノベーション**

BRT はデータ保護規則の見直しと実施が日 EU 双方において行われている事実及び両当局が精力的に議論を行っていることを歓迎する。

BRT は近代的で、柔軟な規則は成長、雇用、イノベーションの触媒となると信じている為、日 EU 両政府に対して日本と EU 双方にとって信頼性があり、調和の取れた、将来性のあるデータ保護環境を規則の運用によって作り出すことを要望する。

#### 一般データ保護規則の運用

BRT は、GDPR 実施のガイドラインの準備に際してパブリックコンサルテーションを通じてあらゆる関係者の貢献を可能にする第 29 条作業部会の活動とアプローチを歓迎している。

GDPR は EU 加盟国間において、調和の取れた形式で実施されることが欠かせない。このことは、国境をまたがるビジネス機会を利用するために重要である。この点で、BRT は欧州委員会と 29 条作業部会に対して、調和が可能な限り保証され、加盟国において異なる市場事情が発生することを避ける為に、29 条作業部会のガイドラインに基づいて加盟国が新規則を解釈できる実施法のモニターを奨励する。BRT はデータ保護の重要なステップの一つが、国際的なデータ移転に関する合意の締結であるとの考えを支持する。

### 個人情報の越境移転を加速させるルール作り

BRT は日 EU EPA 交渉を補完するために、日 EU 間の越境データの仕組みを可能な限り早期に構築することを求める。

BRT は個人情報を移転する仕組みとして充分性認定の重要性を理解する一方、欧州委員会は最近の通達において示された方向性に基づき、認証メカニズムや行動規範といった他の制度も考慮し、異なる法的環境や分野の要望に沿った適応性のある交渉を採用して活動することを奨励する。

BRT は欧州委員会による 2017 年 1 月 10 日付けの欧州議会と欧州理事会に対する通達「Exchanging and Protecting Personal Data in a Globalised World」を歓迎する。本通達では欧州委員会の国際的な越境データ移転に関する合意をアジア(日本と韓国)や南米の主要な国々と可能な限り早期に達成するとしている。国際的なデータ移転と一般データ保護規則の間には明確なつながりがあり、それぞれの国で機能する合意の達成に対して確固たる根拠がある。

GDPR は基盤となるものであり、EU から第三国へ個人情報を移転する様々な仕組みがある。(充分性認定、標準契約条項、拘束的企業準則、認証制度、行動規範等)。欧州委員会にとって充分性認定が好ましい選択肢であるが、他の仕組みもまた考慮すべきである。このことは充分性のみが唯一の選択肢であると考えない国々との交渉の際に、より柔軟性を与えることになる。例えば、GDPR は処理者と処理者の間のサービス(クラウドサービスプロバイダー等)のケースに標準契約条項(SCC)を適用する可能性を提供している。さらに拘束的企業準則(BCR)を一つの企業グループだけでなく、異なる企業同士においても使うことを許可している。

BRT は日本と EU 間の自由な個人情報の移転を可能にする最適な解決方法を見つ出す政治的なコミットメントを確認した 2017 年 3 月 20 日発表の日 EU 共同声明を支持する。

BRT はまた英国の EU 離脱の交渉において、EU と英国間の円滑なデータ移転を妨げないことへの考慮を期待している。

更に、両当局は第三国や国際機関とより一層協力することで、世界の個人情報保護制度の整合化や相互運用性の確保、デジタル保護主義への対処に向けた対話を強化すべきである。

## e プライバシー規則

e プライバシー規則に関しては、一般データ保護規則との重複がないこと及び企業に対して不当な制限が課されないことが重要である。

個人生活を尊重することが、e プライバシー規則の中核であるが、この権利は欧州司法裁判所によって強調された欧州連合の基本権憲章の他の権利や国際的な人権法と効果的にバランスを取らなければならない。

幅広くマシン間の通信を e プライバシー規則の範囲に含めることにより、M2M 通信機能が組みこまれた様々な製品やサービス、例えば自動化されたサプライチェーン、機械のリモートコントロールやオペレーション等が、この法律の対象となる可能性がある。このことは e プライバシー規則の意図や目的と一致していないと思われる。我々は、マシン間の通信を対象に含めること、そして現在書かれている規定を採用することは、実用的に機能しない状況を作り出し、インダストリー4.0 の標準的なプロセスや発展を不可能なものにする。われわれは M2M プラットフォームを含む製品やサービスは e プライバシー規則の範囲に含まれないことの明確化を提案する。

### < 直近の進捗評価 >

本提言に関して、良い進展があった。

一般データ保護規則は 2018 年 5 月 25 日に施行される。複数のガイドラインが第 29 条作業部会によって公表されている。

日本の改正個人情報保護法は 2017 年 5 月 30 日に全面施行された。

2017 年 1 月 10 日に欧州委員会は *Exchanging and Protecting Personal Data in a Globalised World* という通達を発表した。

2017 年 3 月 20 日に欧州委員会と日本政府は、日 EU 間のデータ流通円滑化に向けた共同プレスステートメントを公表した。

2017 年 5 月 26 日のイタリア・タオルミーナでの日 EU 首脳会談において、両首脳は自由なデータ流通が日 EU 経済関係にとって重要であり、個人情報適切に保護しつつ、相互の円滑なデータ保護メカニズム構築に向けて対話を継続することを合意した。

### < 背景 >

従来の個人情報保護法は、インターネットやクラウドコンピューティングといった技術的進歩の以前に採択されたものであった。それ以降、市民はプライバシー保護への懸念を高め、国ごとに異なる制度がコンプライアンスコストの増加をもたらした。これらの違いは効率的なグローバルなオペレーションやデータ活用によるイノベーションの障害となっていた。そのため規則の見直しが必要とされていた。

## WP-3 / # 03 / EJ to EJ 重要インフラのサイバーセキュリティ

BRT は日 EU が、重要インフラに対するサイバーセキュリティ対策の重要性に対する共通の認識を持ち、レジリエンスの向上に対する取り組みを行っていることを歓迎する。

クラウドコンピューティング事業者は、NIS 指令の対象となった。詳細の規定については EU 加盟国が特定する。NIS 指令はサイバー攻撃のリスクを減少させる重要な指令である。欧州委員会は加盟国間において NIS 指令の調和の取れた実施に向けて活動すべきである。

高度な攻撃に対処するためには国際連携が有効である。BRT は官民共同のセミナー等の啓発活動を積極的に実施することを要望する。NIS 指令に基づき、加盟国で任命されるナショナルコンタクトポイントと日本と間での情報共有の仕組み構築がされるべきである。

BRT は、両当局に対して、サイバーセキュリティ分野に対する人材の質と量を充足させることを要望する。

### < 直近の進捗評価 >

本提言に対してより良い進展が見られた。

NIS 指令は 2016 年 8 月に施行された。2017 年 5 月 10 日のデジタル単一市場の中間レビューにおいて、2017 年 9 月までに欧州委員会は、EU サイバーセキュリティ戦略と欧州 ネットワーク情報セキュリティ庁の権限を見直すことを言及している。

日本政府はサイバーセキュリティ基本法を 2016 年 4 月に改正した。

イタリア・タオルミーナでの G7 サミットにおいて、G7 首脳はサイバー攻撃に対処し、我々の重要インフラと我々の社会の福祉への影響を緩和する為、他のパートナーと共に協力することを合意した。

### < 背景 >

IoT の普及により、実空間とサイバー空間の融合が加速している。サイバー空間を取り巻くリスクは複雑性を増している。

重要インフラは国民生活や経済活動を支えている。サイバー攻撃によりこの運用が妨げられることは、社会にとって極めて深刻な脅威である。このことはサイバー脅威からの重要インフラ保護は、ビジネス活動と安定的な市民社会の維持の為に、必要不可欠であることを意味している。

サイバー攻撃を行う主体がグローバルに活動していること、攻撃が高度になっていることを踏まえて、これらの深刻な問題に対処する為には、官民による継続的かつ緊密な国際協力が求められている。

## WP-4 / # 04 / EJ to EJ 著作権補償制度・私的録音録画補償金制度の抜本的見直し（私的コピーに対する補償制度）

日 EU は私的複製補償制度の抜本的な見直しに関して、技術や合法的なデジタルコンテンツ流通の進化を考慮に入れ、協力を行うべきである。既存の徴収制度を新しいデバイスやクラウドサービス等に拡大することは、制度の根本的な改正の前には避けるべきである。改正に向けた見直しは、包括的な方法で、新規の方法を考慮に入れるべきである。この中には新しいコンテンツ配信の実践、例えばライセンスに基づくクラウドによるコンテンツ・ストリーミングモデルと共に、私的コピーからの権利保持者とクリエイターへの補償を確保する利用可能な方法が含まれる。入手可能な合法のデジタルコンテンツが増加することで、EU 及び日本において既存の著作権制度の見直しが必要になる。見直しの目的は、消費者にとって魅力的な価格で合法的なデジタルコンテンツを増やす狙いを持ち、ライセンスを受けたデジタルコンテンツに対するオープンで競争的な市場を促進することにある。そしてこのことは、イノベーションとデジタル・クリエイティブ市場の成長を促進する。そのゴールは消費者、権利保持者、サービス・機器プロバイダー等にとって透明性があり、公平な制度の確立を可能にすることでなければならない。

### < 背景 >

現在、補償金はアナログ時代にさかのぼる補償金制度により支払われている。私的録音録画補償金制度は海賊版の問題に対処していない。新しく立ち上がり拡大するビジネスモデルは、現行の著作権補償制度により妨げられているかもしれない。さらに欧州全域の中でも制度は大きく異なっている。このことはモノとサービスの自由な移動に関する内部市場の原則とも矛盾している。

## WP-3 / # 05\* / EJ to EJ デジタル経済に向けた協力

欧州産業のデジタル化における協力の枠組みは、デジタルイノベーションハブにおいて示されているように、アイデアの交換を可能にするように広げられなければならない。ボトムアップによるイノベーションは、複数のステークホルダーが各々の強みを活かす為に重要である。

欧州産業のデジタル化の中心的なゴールは、新しい技術が統合され、欧州経済に広がっていくことである。成功の為に必要な条件はさまざまな関係者の間において協業が行われることにかかっている。

欧州委員会の 2017 年デジタル・トランスフォーメーション・スコアボードに留意し、我々は欧州産業のデジタル化イニシアティブに関して、サイバーセキュリティをその中心的なものとして確実に位置づけなければならない。我々は企業と欧州の市民の双方に安全な環境をつくりださなければならない。

BRT は欧州産業のデジタル化によって特定された優先行動、電子政府行動計画、クラウドイニシアティブを支持する。このことは欧州においてビジネスを行なうこと

を容易にし、起業家精神に拍車をかける。BRT はイノベーションとデジタルソリューションに対する新しい投資の推進力として、パブリックプライベートパートナーシップとデジタルイノベーションハブに対し焦点を当てている考えを共有する。

欧州委員会と日本政府は欧州産業のデジタル化と **Connected Industries** の下で、主要な協業プロジェクトを作り出すことが奨励されている。

最後に、欧州産業のデジタル化と **Connected Industries** の取り組みに関する全ての政策は、イノベーションとそのボトムアップの性質に制限をかけるべきではない。

#### < 背景 >

2016年4月の欧州産業のデジタル化イニシアティブはデジタル単一市場の達成に向けた具体的な取り組みを提供しようとしている。様々なイニシアティブの中で主なものが欧州クラウドイニシアティブ、インダストリー4.0とデジタルイノベーションハブである。

欧州委員会は2017年5月10日にデジタル単一市場戦略の中間レビューを発表し、欧州のデータ経済の可能性を最大限に発展させることを主要な課題の一つとして特定した。

2017年3月に経済産業省は、日本の将来の将来の新しいビジョンとして **Connected Industries** を公表した。

2017年3月20日の両当局による、共同声明はデータの重要性を確認し、継続して意見交換を行なうことを確認した。

### **WP-3 / # 06\* / EJ to EJ** デジタル経済に向けたスキル開発

BRT は欧州におけるデジタルスキルの不足に対して加盟国、企業、ソーシャルパートナー、非営利法人、教育機関を結集し、対処する **Digital Skills and Jobs Coalition Initiative** を歓迎する。

この点で、BRT は、欧州委員会と日本政府が革新的な方法で新しい職に対する新しいスキルを作り出すことを保証し、デジタル革命に関連するチャレンジに若い世代が備えるために共通の行動を取ることを奨励する。

ロボットやAI等の、新しい技術はより良い職と経済成長を作り出す新しい機会として理解されるべきである。全ての世代が新しい労働市場に継続して対応できるように、全ての関係者（大学、デジタル部門、政府、公共機関、組合、企業、中小企業団体）が協力して、新しい職に対する調和の取れた需給のマッチングを確保する解決策を見つけ出し、このことで変化やイノベーションに対する抵抗を防ぐべきである。新しい職に対する適切な技能を創出するための支援や新しい方法を見つける共同イニシアティブや越境協力は強化されるべきである。差別がなく、すべての人々に対する男女共同参画の平等な機会は可能な限り確保されるべきである。

< 直近の進捗評価 >

これは新しい提言である。

< 背景 >

IoT、ビッグデータ、AI、ロボットに代表されるデジタル技術は、ビジネスと社会を変革している。今ある職の一部は、AIやロボットに置き換えられると予想されている。両当局は、職場環境における急激な変化に対するこれらの懸念に対処する必要がある。行動を起こさないことにより、社会において格差が広がる可能性がある。

**WP-3 / # 07\* / EJ to EJ デジタル社会のための接続性の構築 (5G)**

BRTは日EUが5Gの商用サービスに向けた進展に関する情報、例えば実証計画やその結果の共有を強化すべきと要望する。

日本とEUは、これらのイニシアティブに関する協力や5Gに関するイベントの促進を強化すべきである。

< 直近の進捗評価 >

これは新しい提言である。

< 背景 >

通信事業者は、ユーザーエクスペリエンスの向上、ネットワーク・パフォーマンスや特にエネルギー効率に対するオペレーションの向上を標準化された機器を用いて達成する為に5Gネットワークの展開準備に積極的に取り組んでいる。このことは新規サービスの実現（新規IoTサービス、産業向けサービス、ウルトラローコストネットワーク）や将来の5Gのリリースに対する前方互換性の確保等を可能にする。

**イノベーション全般**

**WP-3 / # 08\* / EJ to EJ デジタル社会に向けた一環した取り組み**

革新的なソリューションや製品は社会実装が完了することで、豊かなデジタル社会の実現に貢献できる、その為、イノベーション創出から実装までの連続した包括的な取り組みが求められている。

Horizon2020や対応する日本の研究・イノベーションに対する国際協力に関するプログラムは日EUのオープン・コラボレーションに向けた取り組みを増加すべきである。

日本とEUは大企業と大学、スタートアップ企業間のオープンイノベーションに関するイニシアティブを強化すべきである。

日本と EU 及びその加盟国は、それぞれが支出した本分野に関する主要なイニシアティブに関する情報を共有すべきである。日本と EU 及びその加盟国は協力を強化すべきである。

BRT は Horizon2020 と日本の第 5 期科学技術基本計画におけるイニシアティブが日 EU の戦略的な R&D 協力をさらに進めることを期待している。

両当局は、先進的な製造や IoT、サイバーセキュリティ等の国際標準化に向けた共同 R&D プログラムをより優先すべきである。日 EU 間の規制協力は両地域において新しいサービスと製品の普及を通じて社会のデジタル化を加速させる。

#### < 直近の進捗評価 >

2015 年 5 月に日 EU 政府間で、研究開発や標準化分野での協力に関する「次世代通信ネットワーク (5G) を巡る戦略的協力に関する共同宣言」が署名された。

2017 年 3 月 20 日に IoT 推進コンソーシアムと、欧州の IoT イノベーション・アライアンス (AIOITI) は IoT の協力に関する覚書を締結した。両当局は 2017 年 3 月 20 日の共同声明において本覚書を歓迎している。

2016 年 1 月後半に第 5 期科学技術基本計画が閣議決定された。本計画は今後 5 年間の日本の科学技術への取り組みの概要を示している。

#### < 背景 >

日 EU は高齢化、気候変動、資源の制約といった共通の社会的課題を抱えている。科学技術イノベーションは成長のエンジンである。日 EU の専門的知見に関する協力を強化することは、複雑な課題に対処する新しい製品・サービスを作り出す可能性を高める。

各々の R&D プログラムが調整され、両地域からの R&D プログラムへの相互参加が容易になれば、各国はより効果的に人的資源や財政資金を活用することができる。

スタートアップは新市場開発における最先端の取り組みを行っている。スタートアップの敏捷性は短納期で革新的なサービスを可能にしている。開発者は、大企業、IT サービス企業、デジタル機関、スタートアップで働くかに係らず API を使った開発サイクルの最適化に関心がある。このことによりアプリケーションやサービスの利用価値を作り出すことができる。オープンイノベーションの取り組みは、顧客に対してよりわかりやすく直感的に理解でき、利用とリアルタイムで顧客が必要な情報に対する反応に焦点を絞ったイノベーションを提供し、ネットワークの最適な要素を利用することで、新規ソリューション開発を迅速に行なうことを可能にする。これは変化の梃子であり、顧客利益の為のイノベーションを加速させるものである。スタートアップにより開発されたイノベーションはデジタル世界の変化を引き起こす。特に 4 つの分野、クラウドと接続されたモノ、拡張現実、ビッグデータ、迅速なデータの分析と加工において、企業と個人生活の関係を新しいものにする。イノベーションの協力プロジェクトはウィン・ウィンの関係を形成すべきである。スタ

ートアップとのオープンイノベーションや協業はスタートアップと大企業の双方にとってメリットがある。

## 航空

### WP-3 / # 09 / EJ to EJ 航空分野における政府主導の協力

日 EU 両当局は、政府財源による刺激策により航空分野における産業協力の安定的かつ著しい改善を図る為に、相互の信頼、平等、相互利益の考えに基づいて、継続的な対話を確認すべきである。このことには環境問題における幅広い協力も含まれている。

#### < 直近の進捗評価 >

本提言に関していくつかの進展が見られた。

#### < 背景 >

欧州航空産業は長きにわたり、世界市場で主要なサプライヤーとしての位置付けを担っている。日本にも多くの先端技術があるが、何れも新規参入者からの挑戦にさらされてきている。日欧が技術的優位性と競争力を維持するには、また厳しい予算という現実を克服するには、共に技術開発・プロジェクト進捗を行なうことが必要である。ヘリコプター・航空エンジン分野の協力は既に存在するが、はるかに大きな潜在性があるものと思われる。

民間旅客機の分野での日 EU の協力は A380 プログラムに日系サプライヤーが 15 社参画しているが、2000 年代初頭から停滞している。エンジン・プログラムやカーボンファイバー素材の供給者として日本の参画はより良い状況にある。但し近年、他国は劇的に向上しており、価格競争力が主要な決定要因となっている。

欧州と日本は騒音から排出物に至る環境問題に関する研究プログラムにおいてほとんど別のものを支援している。航空機のあらゆる速度におけるエコ技術は日欧間で将来、重要で意味のある協力とビジネス機会を生み出す分野のひとつであると我々は見なしている。

### WP-3/ #10 / EJ to EJ 航空機の承認に関する協力

日本と欧州の航空当局間における相互協力の向上を図るべきである。特に、国土交通省航空局(JCAB)と欧州航空安全庁(EASA)との間で、型式証明および整備に関わる活動に適用される、航空安全に関する相互承認協定 (BASA) の締結を BRT は提唱する。

#### < 直近の進捗評価 >

日EU間の航空安全に関する相互承認協定に向けて著しい進展が見られた。

#### < 背景 >

各々の認定を相互に認め合う双務的合意が米国と日本の民間航空機関には存在する一方、欧州（EASA）と日本（JCAB）の間にはわずか一つのワーキングアレンジメントが存在するのみであり、現状の難しさを反映している。JCAB が欧州航空機の型式検定を有効とする作業は、長いプロセスである。特に、ヘリコプターが EASA 認定済みの場合にもかかわらず、新しいオプションが出て来た場合は自動的に認可されるどころかあらゆる技術書類への審査が必要となるのが実情である。このことはしばしば、日本への製品のデリバリーを遅らす原因となっており、厳しい納期要求から、公共入札において公正な競争から欧州の製造業者を排除する可能性がある。日本は Rotorcraft Flight Manual の翻訳を要求し、地場当局の承認を求め、おそらく世界で唯一の国であることは、ヘリコプター輸入への更なる障壁である。

### WP-3/ #11/ EJ to EJ ヘリコプターのナビゲーション規則に関する協力

ヘリコプター向けの低高度 IFR ルートの開発及び衛星ベースのナビゲーション規則に関して、より高度且つより良い協力を日欧間で構築すること。

#### < 直近の進捗評価 >

本提言に対して進展が見られている。将来的な航空交通システムに関する欧州の単一欧州航空交通管理研究プログラム、「SESAR」と日本の航空交通システムの変革に向けた協調的行動「CARATS」委員会が、技術協力の面でフレームワークを策定した。

#### < 背景 >

米国、欧州、日本は十分なレベルの情報交換や標準化等を行わず、各々がそれぞれの規則や設備の構築を図っている。日欧の相似性は日欧各々の対米相似性を上回るものであり、足並みをそろえた活動が必要である。欧州製ヘリコプターの多くが、低高度 IFR ルート、ポイント・イン・スペース進入、GPS による精密進入を可能にした地上ベース/衛星ベースのインフラとのインターフェースを有するハードウェアを装着している中、標準や規則の相互認証がなければその意味が失われてしまう。欧州航空安全機関と国土交通省航空局の二者間の合意が航空産業によって期待されている。

## 宇宙

### WP-3/ #12 / EJ to EJ 宇宙でのオペレーションに対する規制協力

ヨーロッパと日本は勢いを失わずに、宇宙分野における規則に関して引き続き緊密に協力すべきである。

#### < 直近の進捗評価 >

宇宙活動法は成立し、2018年11月に発効する。宇宙事業者の登録プロセスは2017年11月に開始される。地球観測活動を取り扱い、全球測位衛星システムへの日本政府の関与に関する法的根拠を含む衛星リモートセンシング法も成立した。

<背景>

健全な日EUの宇宙サービスにおける貿易と協力は共通の法律と規制に関する原則を必要とする。我々は新しい日本の規則は2014年10月7日と2016年3月8日の日EU宇宙政策対話におけるEUのポジションと全く同様であり、これを支持する。宇宙活動法と衛星リモートセンシング法はEU当局が要望していたものと同じものである。特に日本の当局と協力して認定された宇宙関連事業者の登録プロセスは、公平でEUの法的な柱に添ったものと考えられる。

**WP-3/ #13 / EJ to EJ**     政府衛星の打ち上げの相互バックアップ

日EU当局は、政府の打ち上げに関する相互のバックアップの仕組みを、日EUの打ち上げ機を用いて構築すべきである。

<直近の進捗評価>

本提言に関して、進展は見られない。

<背景>

欧州の衛星打ち上げ機Ariane5と日本のH-IIAが、商用ベースの衛星打ち上げに関して相互バックアップに使われている。このことは、打ち上げ機の技術トラブルによる長期の打ち上げ遅れを減らしている。政府による打ち上げに対する同様なバックアップの仕組みに向けた日本の文部科学省と欧州宇宙機関による数年にわたる議論は成果となっていない。

## EU 産業界からの提言

### 航空

#### WP-3 / # 14 / E to EU 羽田空港 D 滑走路の重量制限

羽田空港 D 滑走路の重量制限は、欧州製の航空機使用及び同空港の更なる国際トラフィックの拡大に対する障害である。エアバス社製 A380、A350 のような新しい大型機が使用認可されるべく、これらの重量制限は見直されるべきである。日本と欧州両当局に対し、必要な検証を実施する上での協力を要請する。更に、最新の中型機である A350 の運用に関しても、構造上の荷重耐性における再検証を実施することによって見直されるべきである。

#### < 直近の進捗評価 >

本提言に関して進捗は見受けられない。しかしながら、羽田における 747-8i (コード F) の日中運用が最近認められ、A380 の羽田への乗り入れを考える航空会社が存在することから、A380 (コード F) の日中運用も近く承認されることが期待される。

#### < 背景 >

航空交通ニーズの増大と混雑の緩和のため空港の拡張が進められてきたが、4 本目の滑走路 (D 滑走路) 及び国際線ターミナルが 2010 年 10 月に竣工した。これまではアジア路線中心であったが、より長距離便への対応が想定されている。便数はニーズに伴い増えるが、空港容量を超えることは出来ない。最近の日本への外国人訪問者の急激な増加により、日本政府は 2020 年の目標値を 4,000 万人に改訂した。羽田空港を離陸する平均の旅客機のサイズは 230 席であり、747 型機が国内で使用されていた 1980 年の平均である 240 席を下回っている。東京の空港、特に羽田におけるトラフィックが増えていることを鑑みると、大型旅客機が羽田で使えるような活動が求められている。このことは新しく大型の航空機の利用が航空会社の戦略の重要な一環である所以である。このような状況下で、D 滑走路重量制限は羽田空港にとって大きく新しい航空機への妨げとなることを懸念する。A350 や A380 等の新型旅客機は、羽田空港で現在使用されている旅客機に比べてより静寂正が高く、環境にも優しい。羽田往復のフライトを増やす計画により、上空を飛ぶ飛行機が増える。このことは、より静寂性の高い旅客機が可能な限り使用することが不可欠である。多摩川からの影響を加味して D 滑走路は伝統的埋め立て方式ではない埠頭の様な構成で修理されていることから重量規制は使用時の重量に基づき設定されているが、現状の重量制限下ではエアバス社製の最新鋭機 A380、A350 は使用不可となってしまう。

Unit: tons	Weight limit	A380	A350-1000	A350-900	B747-400	B777-200ER
Total weight	400	<b>571</b>	308.9	268.9	396.0	286.9
Main gear load, t/gear	139.5	<b>161.6</b>	<b>146.9</b>	126.0	92.8	134.9
Wheel load	26.2	<b>26.9</b>	24.5	<b>31.5</b>	23.2	22.5